(史料紹介)

三河国八名郡岡部藩半原陣屋御用状留(十三)

日本史学専攻近世近現代史ゼミ

前号に引き続き本史料を翻刻紹介する。

年寄衆からの「御書付」として伝えられている【夘七番】。半原陣屋は、「太切之御領分之事「付」と非常に心 配し、その動向を重視しているように思われる。 国にある半原藩の所領がその対象になったと伝えているが、こちらは「御触書」自体は伝えられてはおらず、 から半原陣屋に届いている【夘七番】。また天保改革の政策の一つとして著名な「上知令」についても、 まず幕府との関係では、「金銀貸借売掛」と「唐和明礬伊予砥売買」についての幕府「御触書」が江 三戸屋敷

接本来の送り先の陣屋へ回送し、江戸屋敷には事後報告となっている。 七番】。どちらも江戸屋敷に送り返すことなく、また江戸屋敷の指示を仰ぎ待つこともなく、陣屋の判断で直 つぎに藩江戸屋敷と陣屋との関係では、江戸屋敷から摂津国桜井谷陣屋へ送るはずの御用状が半原陣屋に届 半原陣屋へ送るはずの御用状が桜井谷陣屋に送られているという、 御用状の入れ間違いが起きてい 夘

から江戸屋敷が説明している【夘八番】が、【夘七番】の段階で十分に確認されていなっかたということになる。 れていなかったようである【夘七番】。これについては年寄衆から渡されなかったので送れなかったと、 さらに、前記 「唐和明礬伊予砥売買」の触書一通と、上知令ほか一件の書付二通、計三通が御用状に同封さ

前記の御用状の入れ間違いとあわせて、江戸屋敷における担当役人の事務能力の低下が窺えるのではない

住」=村に戻りたいと申し出、一応手鎖という「御咎」=処罰しながら、わずか七日で赦免している。あと一 的軽い処罰で、村に戻ることを赦しているようである。 この時期、 人もいたがこちらは病気ということで、手鎖を「ゆるめ」、手当をしている。ただし病気療養中に死亡している。 最後に藩・陣屋と三河国所領内の支配村々・村人の関係では、村を出奔した(=逃げ出した)村人三人が「帰 村を出奔する事例は多々あり、一々厳重な処罰をすれば村が立ち行かなくなることもあって、

としているのであるが、これも村々が疲弊していることを藩が考慮した上でのことであろうか。 勤高を取り調べるよう指示している【夘七番】。村々からの免除願を待たず、藩が率先して免除を願い また、前年の琉球人通行に関し三河所領の村々にも国役金が賦課されることになるが、江戸屋敷は半原陣屋 所領村々は遠江舞坂・新居と三河二川の三宿の助郷役を勤めているので免除を願う旨を伝え、 各村 出よう 助郷

別に陣屋奉公人が老齢により退職を願い出るが、陣屋は毎年米二俵を七年間給与したいと江戸屋敷へ 退職金の分割払いあるいは期限付きの年金給与のようなものであるが、ここでも藩が村人を慮ってい

料調査・草稿作成を行い、 本史料は 池田千夏・伊 藤楓 史料翻刻の点検および説明文執筆のための草稿作成のとりまとめとその最終執筆を ・加藤彩・倉橋菜摘・中澤圭祐・水野公輔が史料翻刻と説明文執筆のため の資

神谷智が行った。

るように思われる。

外六番

以飛札致啓上候。先以

殿樣益御機嫌能被成御座、 六分相納之候"付、 御家督被為蒙 仰候"付、當御領分村々高役金上納方申達置候処、 別帋差出證文之通今便道中四日限を以差立申候。着之上御落手宜御取計可被下候。 恐悦御同意奉存候。 當御領中御陣屋向都。相替儀無御座候 當六月納之分金九拾三両永百三拾六文

承知可被下候

出證文本紙写"高役金割賦書抜壱冊共致進達候。

御落手可被下候。且右端永之義着御賄中迄差立申候。

左様御

、當方御雜用御不足"付、浅見与兵衛ゟ金三拾両御借入取計申候。右"付同人渡證文壱通、写相添、 證印致進達候。 御落手宜御取計可被下候。 今便為御

出水致し、急量出来兼可申。 板木之儀も角物計致出舩、 日取懸候。、又々翌日ゟ雨天「相成候間、無據百弐三十印入候侭差置、立帰申候。其後今以雨天打續候間、又々 にて砂押下ケ、 御地御用山石之儀、先便得貴意候後、為印入、吉田河岸へ下役両人差遣候之処、先月以来度々之大雨出水 積置候石共半分之余も砂下垣れ候一付、堀出し候一手間相掛、印入もはかゆき不申、且終一一 板類者いまた残居候由 左様御承知可被下候。其内天氣見定、早々為取懸致津出候ハ、、又々可得貴意候。

和を祈居候趣。御座候。田畑共大切之時節。御座候間、何卒天氣程能相續候様いたし度奉存候 當方季候之儀、 右得貴意候通、今以兎角雨天勝"高折々冷氣相催、此分"高ハ田畑とも痛"相成可申候"壱統日

當御領中村々家作之内、先達而従 公儀被 仰出候御趣意:'觸候分吟味仕候處、下宇利村浅見与兵衛居宅床

柱春慶逢□御座候間、 間敷普請与相聞候分者一軒も無御座、 別帋伺書之通取調差立候条、 當十二月迄『御趣意通相改可申旨届出申候。 御落手委細書面 只御趣意之箇所『名目中り候』『』御座候。 一て御承知被下、 宜御取計可被下候。 其外少々ツ、御趣意 右之段御承知被下、 尤書 面 「觸候分取計方之義、 三得貴意候通、 御年寄衆五 奢ケ

も可然被仰伸可被下候。 (述)

右之段為可得貴意、 如此御座候。 以上。

夘六月十二日 石川殿 右三人

入記

高役金差出證文本紙写

壱壱冊 通

壱冊

同割賦書抜牒

浅見与兵衛渡證文本紙写

壱壱冊 通

御趣意"付家作取調伺書 壱冊

御自分様並従拙者共内状 壱封

得貴意候。 ○─○尤田方植付之義ハ村々不残相済申候。 下郷皆畑弐ヶ所畑方手入耕作も近々相済可申。 温出。候 、追便可

五四 [4]

夘七番

去ル六日付七番御用状同卅日到来致拝見候。甚暑之節「御座候得共、先以

殿様益御機嫌能被成御座、 自是差立候去寅年米金諸御勘定仕上ケー件書物取調差立候所、 恐悦御同意奉存候。 當御領中御陣屋向都。相替儀無御座候 無滞着、 御落手被下候由

去寅年御領分村々御取箇帳壱冊、是又致進達候処、御落手被下候由

御家督一付被 仰付候高役金之儀、先達『被仰聞候通、 當月取立次第差下し可申旨被仰聞致承知候。

公儀金銀貸借賣懸之儀。付御觸書写壱冊、 御年寄衆被成御渡之"付被遣之候間、落手例之通取計可申旨被仰聞

致承知落手候 右者去ル六日付七番御用状御報『御座候。

前条御觸書写落手、例之通取計、御領中へ相觸申候。

御入記之通受取申候。

以上。

リ到来致落手候義"御座候。右桜井谷"被遣候分ハ當表"之名宛上封""到来"付、 右六日付御用状之儀、 御表『御賄中上封○認メ違』相見へ、當表へ可参分摂刕桜井谷☆参り候趣『バ、 急御用向も難計「付差計ひ、 同表ヨ

前条高役金之儀者、去ル十■日當表差立申候間、定틃無滞着、御落手被下候義毒存候間致文略候。

當表ゟ桜井谷へ差立候間、其趣先便御賄中まて得御意候間、定『同人ゟ御承知被成候義』奉存候。此段得貴意候

三河国八名郡岡部藩半原陣屋御用状留(十三)

日後 候旨申之。 先便得貴意置候通、 鵜飼嶌村源六忰源吉義、 数七日相立候"付、 別段為御礼罷出申候。 尚又呼出 八名井村八蔵・多左衛門等平左衛門忰源作出奔、御咎手鎖被 右同断出奔、 し御咎 則申渡請證文申付、本紙三通今便致進達候。 御免、 御咎手鎖御下知之通申付置候処、急病差發難渋致し候段○届出候間 願之通帰住被 仰付候段申渡し候 御落手宜御差計可被下 処、 仰付之義取計申付置 冥加至極 難 有仕合奉存 |候処、

置候処、○無程 則見届ヶ之もの差遣し、 無程病死致し候段、 為相糺候処、 當秋村役人届出申候間、 被下、御年寄衆へも 実ニ病氣・相違無御座、 尚又見届差遣し候上、 大病之趣一付、 療治中手鎖差ゆ 病死 "相違無之趣"付、 いるめ、 手當. 則勝手 甲付

次第取片付之儀申渡候間、此段御承知可被下候。 可然被仰伸被置可被下 侠

暑中為窺御機嫌、 御領内村役人・ 御用働・ 御金用 勤善寺社之面 々、 追々御役所 へ罷出申候。 此段得貴意候。

、右之通相認候所へ、御表八番御用状到来致拝見候。先以

恐悦御同意奉存候

殿樣益御機嫌能被成御座、

自是差立 候五番御用状相 属 御披見被成候由 貴報被仰聞処、 御取調

、右琉球人今切ヲ除、 御 答可得貴意旨、 然處賀茂村外上下郷 之儀も可得貴意。 去寅年琉球人参府"付御入用、三河国外八ヶ国"高百石"付永弐百五拾文ツ、国役金掛り被 領分村々之儀、 且半原村・小畑村之儀ハ右宿役。不相勤事。思召候得共、 遠刕舞坂・荒井宿、三刕二川宿助郷相勤罷在候へき、 若本坂越候ハ、、 一一七ヶ村之儀ハ宿役高相分兼候間 本坂越通行候哉も難計、 右役勤候廉を以免除御伺可被成旨被仰聞候趣致承知候 左候へ*嵩山・三ヶ日へ村々人馬差出候義!付、 右免除御伺難被成候条、 是又貴報一可得貴意旨被仰聞致承知候。 掛り高免除御伺可被成御心組 > 可 仰出候。 取 右両宿亞役高 調 早々湖* 候旨 右着當

被仰聞致承知候

公儀唐和明礬伊豫砥賣買之儀"付御觸書写壱冊、 御年寄衆被成御渡候"付被遣之候間、 落手例之通取計可申旨

得共、太切之御領分之事。付、此上御代地之儀如何可有御座哉難御計、 年寄衆被成御渡候"付被遣之候間、落手宜しく取計可申旨、右*御近領之御方様御一同之義"候得*、 摂刕御領分川邊郡・有馬郡・豊嶋郡村々高六千三百三拾六石余今度上地被 御心痛之趣被仰聞、 仰出候義"付御書付壱冊、 不存寄御事、 無致方候 御

右弐ヶ条御年寄衆分*次便可被仰下旨、御下ヶ札を以被仰聞致承知候。

御同意歎者敷奉存候

新規被 召出其外御役替之面々仲間振舞之儀。付御書付写壱冊、 御年寄衆被成御渡候"付被遣之候間、

右者去ル
計一日付八番御用
状貴報「御座候。御入記之通受取申候。 スパセー。 青漬

可致旨被仰聞致承知候。

委細被仰聞候趣致承知、 前条當御領分村々ゟ東海道荒井・舞坂・二川宿其外三ヶ日・嵩山、 則取調書壱冊今便致進達候。委細者右書面「御承知被下、宜しく御取計可被下候。 右宿々亞助郷勤高之儀取調可得貴意義。付、

、前条摂刕御領分高上地被 仰出候"付御書付、従

公儀唐和明礬伊豫砥賣買之儀「付御觸書写、*新知被 通り共御差こし之趣被仰聞候処、 全御封落」も相成候哉、 召出御役替等之節仲間振廻之儀。付御書付共、 一向 | 相見へ不申候候間、此段得貴意候条御承知 都合三

三河国八名郡岡部藩半原陣屋御用状留(十三)

御地御取調之上、否哉被仰聞可被下候

五八 [8]

御事、 右之通"付御書付*拝見不致候得共、摂刕御上地之儀誠"以不存寄義共、殊"如仰太切之御領分之御事別"之 御同様歎^{*}敷次第奉存候。御代地之儀いまた御沙汰無御座候哉、何分安心不仕御事[']奉存候。 右ハ無々

當表季候之儀、先便得貴意候後も兎角雨勝、 相成候間、此姿派天気立直り候ハ、、 田畑共格別之痛"も相成申間敷、 不順気"御座候処、 漸両三日先つ快晴之模様「相成、 何卒順気一相成候様仕度相祈申候。 暑も可成

前条琉球人本坂越嵩山通り通行有之ハ、、右宿へ人馬差出し候廉を以、御伺可被成旨御尤『承知仕候。 坂越通行ハ無御座候間、 為念御心得迄。得貴意候 然 處 本

此段得貴意候。

御心痛奉遠察候

右之段為可得貴意、如斯御座候。以上。

入記

、帰住申渡受正文 三通

、御領分村々傳馬勤高取調書 壱冊

X

追啓得貴意候。 安形源蔵疝癪引込。付、 暑中御機嫌呈書差出し不申候間此段御承知、 御年寄衆 へ可然被仰伸

被置可被下候。以上。

別封御日 用状封仕舞候處立、 去ル

十四日付

九番御

用状

到来

致拝

見候

。 先以

殿樣益御機嫌能被成御座、恐悦御同意奉存候。

従是差立候五番・六番御用状相達御披見被成候由、 貴答被仰聞候趣致承知候、右貴報之義者取調、 追便可

得貴意候。

一、山本甚兵衛儀今般奥附被。--。 仰付、 御役料銀弐枚被成下、 江戸表引越被 仰付候"付致除名候。 猶委細者當人

ゟ御吹聴得貴意候義₅奉存候。

右之段可得貴意、早々如斯御座候。以上。

六月卅九日 橋本亦兵衛

石川殿

一、御年寄衆ゟ之御用状、 御請も追言可申上候間、 宜被仰述置可被下候。

夘八番

御地九番御用状相達致拝見候。甚暑之節先以

殿様益御機嫌能被成御座、 恐悦御同意奉存候。 當御 領 中御陣屋向都。相替儀無御座候

従是差立候五番・六番御用状相達被成御披見候由、 貴答被仰聞候趣致承知候。 往返事済候義者再貴報致文

略候。

右便差立候在町家作之儀"付御觸書之趣申渡候"付、 村々連印之受書壱通御落手御披見之上、 御年寄衆御一

覧済 付御返却被成、

御返却則致落手候

- 御落手御伺被下候由、 下宇利村猪作・半原村吉兵衛・賀茂村新五左衛門『被 御聞済之御附札済被遣之、夫々宜取計可申旨被仰聞致承知候 仰付方何書等三醫師稲垣貞造五被 仰付方伺書とも弐通
- 則右證文弐通御年寄衆御聞済證印済被遣之致落手候
- 之上、 當御領分村々高役金之内、金九拾三両弐朱永拾壱文六分#差出證文とも被成御落手、 右同人渡當方御雜用『御借入金三拾両證文#写とも被成御落手、是又御年寄衆御證印済被遣之、則致落手候。 差出證文御返却被下致落手候。 則御年寄衆御證印済
- 計可申旨致承知候 唐和明礬#伊豫砥賣買之義"付公儀ゟ被仰出御觸書写壱冊、 御年寄衆御渡被成候「付被遣之候条、 例之通取
- 之候条、例之通取計可申旨致承知候 摂州御領分之内三郡上知被 右之書類先便被仰聞候得共、 仰付候「付御書付壱冊、 御年寄衆ゟ御用状御差立無之候"付不被遣候処、 新規被 召出

 準御役替等之節仲間振廻之儀に付 今便被成御渡候間 御 書付
- 成候事故、 御追書を以當御陣 誠之麁繪圖這不苦旨被仰聞致承知候 屋拙者共御役宅外御長屋共不残間取等麁繪圖相認メ、 次便差出可申。 尤御地御見合"相

右*御地九番御用状貴報'御座候。御入記之通受取申候。

前条下宇利村浅見猪作・

半原村伊藤吉兵衛・賀茂村竹尾新五左衛門蓋師稲垣貞造被

仰付方御聞済。付、

則御下知之趣ヲ以夫々申渡候処、冥加至極難有仕合奉存候旨、 銘々別段為御礼御役所『罷出申候。

前条御觸書#御書付とも三冊致落手、 則拝見之上御領中並相觸可申分者相觸、 其外御陣屋詰御奉公人等這可相

右御書付類先便御封落。付、 被仰訳之趣致承知候。遠路之義殊"寄心配仕候義も御坐候間、以来*間違無御

達可申分とも例之通取計申候。

座様いたし度、 前条御追書之趣致承知、則當御陣屋御長屋向を始不残取調、麁繪圖相認致進達候。 御書役中立宜御達置被下候樣致度奉存候 御落手宜御取計可被下候。

苦労御取調、 山本甚兵衛轉役江戸五引越被 次便委細 "被仰聞可被下候。尤家内*妻・娘・孫鎗五郎七才・孫女三才"御坐候。右為念得御意候。 仰付候『付、 道中御手當其外當御役料渡方之儀、 當方三層相分兼候間、 乍御

"相成候欤、又^{*}上納為致可申哉、是又御問合得貴意候。 右同人是迄御役扶持之内銀扶持着當月分不相渡候へとも、 正米渡之分相渡候後"付、 如何取計可申哉、

右同人下男之儀者首尾能轉役いたし、旁半人被下之儀」も御座候間、 當年分被下限 相成候樣致度奉存候

藤井順次七両高被成下候「付、 渡方之儀御加增与申「者無御座候」付、 別段當年分相渡可申哉、 是又御仕出書

御取調被仰聞可被下候。

右四ヶ条宜御差圖可被下候。

此段御問合得貴意候

奉公御免、首尾好永之御暇被下置度様奉存候。 尤御暇被下置候上*、年来実貞 "相勤候"付、 壱ヶ年 "米弐俵ツ、、 安形源蔵儀持病疝積、 殊。追々老衰仕、 御奉公難相勤旨願書差出申候。 右者実々難渋之趣。相見申候間 源蔵 御

下候。 跡役山方下役地方見習『被 依之伺書一 通、 写一 冊・御暇願書壱通相添致進達候間御落手被下、 召抱、 御手宛並之通被成下候様仕度奉存候。 右委細之義者別帋伺書「酒運知可被 御一覧之上宜御取計可被下候

上郷村々抔きうんか付候間、 當表季候之儀、 先便得貴意候後も兎角雨天勝言、 相送度旨願出候間承届遣申候。 木綿・粟・稗等*様子悪敷、 乍併冷氣⁻ハ無御座、 田方之義も稲株ふへ不申、 相應之暑。御座候間、 此上

右之段為可得貴意、 如斯御座候。 以上。

天氣續」も相成、

格別之痛。も相成不申様一

統相祈居申候。

此段得貴意候。

夘七月八日 橋本亦兵衛 高橋忠右衛門

石川清兵衛殿

入記

源蔵御暇 願書

右同人儀一付何書

壱壱 冊通 壱枚

壱通

當御陣屋惣体略麁繪圖 御自分様並自拙者共内状

壱封

御自分様へ金壱両壱分弐朱入内状 壱封

- $\widehat{\mathbb{1}}$ 石井良助·服部弘司編『幕末御触書集成 第四卷』(岩波書店、一九九三年)、史料番号三五〇七·三五〇八。
- (2) 『同』、史料番号四二三六。
- (3) 『同』、史料番号三九六二~三九六五。
- 4 『同 第二巻』(岩波書店、一九九二年)、史料番号一六五六。天保改革における、いわゆる「上知令」である。